

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料(令和3年4月1日現在)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請 法第35条・法第36条(適合証等添付の場合)	単位 (円)	
	計画認定 申請	計画変更 認定申請
一戸建ての住宅(人の居住の用以外に供する部分を有しないものに限る)	5,100	3,700
一戸建ての住宅以外の建築物		
住戸ごとの申請の場合		
当該住戸の床面積の合計が300㎡未満のもの	9,700	6,900
当該住戸の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,000	15,000
当該住戸の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	46,000	32,000
当該住戸の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	81,000	57,000
一の建築物の申請の場合		
住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	9,700	6,900
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,000	15,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	46,000	32,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	81,000	57,000
非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	9,700	6,900
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,700	11,800
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,100	19,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	80,400	56,400
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,000	90,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000	113,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	201,000	141,000

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請 法第35条・法第36条(適合証等なしの場合)	単位 (円)	
	計画認定 申請	計画変更 認定申請
一戸建ての住宅(人の居住の用以外に供する部分を有しないものに限る)		
当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	34,400	24,200
当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	38,400	27,000
一戸建ての住宅以外の建築物		
住戸ごとの申請の場合		
当該住戸の床面積の合計が300㎡未満のもの	69,100	48,500
当該住戸の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000	81,000
当該住戸の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000	138,000
当該住戸の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	281,000	197,000
一の建築物の申請の場合		
住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	69,100	48,500
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000	81,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000	138,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	281,000	197,000
非住宅部分		
モデル建物法による場合		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	87,100	61,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700	77,600
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700	102,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700	165,100
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000	216,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000	260,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	435,000	305,000
標準入力法等による場合		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	227,100	159,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	284,400	199,200
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100	257,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700	366,700
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000	453,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000	535,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	871,000	610,000

備考(概要)

- ・一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とします。  
ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しません。
- ・同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とします。
- ・住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とします。
- ・法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額(計画変更含む。)は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とします。
- ・共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とします。  
ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しません。
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。)による場合とみなして算出した額とします。